

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	1
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要 (経営支援課)	1
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (男女共同参画・NPO課)	1
○換地処分公告 (12・14揭示)	1
○換地計画の適否決定 (農業基盤課)	1
○換地計画の適否決定 (奈半利町)	1

告 示

高知県告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、四万十町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成20年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
天ノ川	小籠山	149の8の一部、149の9の一部	天ノ川	大平山
	栗ノ木	200の8		クリノ木
	大平山	204の51の一部、204の52		小籠山
	上屋式	221の2、222、223の1		クボノヲク

		226の1の一部	梁瀬
上ダバ	265の一部、267の一部、268の一部、269の一部、271の1の一部、272の1、273の6		
梁瀬	240の1に隣接する水路である町有地の一部		上谷
	250の一部		上屋式

備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である町有地の全部を含むものとする。

高知県告示第3号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成20年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示
平成19年10月高知県告示第648号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
サニーマート瀬戸店
高知市瀬戸西町三丁目13-1
- 意見の概要
変更する事項は、開店時間の変更であり、延長する時間帯が午前9時から午前10時までの1時間であることから、騒音が周辺の生活環境を著しく悪化させることはないと思われま。ただし、周辺の住民から苦情があった際には、騒音の防止に努めるようお願いします。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成19年12月14日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成19年12月14日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請の	申請に係る特定非営利活動法人
-----	----------------

あった年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年12月14日	特定非営利活動法人高知県高圧ガス保安協会	野村 茂	高知市稲荷町2番15号 土佐酸素株式会社内	この法人は、高知県内の高圧ガスを取り扱う関係者及び団体に対して、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保する体制を確立する事業等を行い、もって公共の安全確保の推進や産業経済の発展に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、県営中山間地域総合整備事業に係る窪川西部地区(天ノ川換地区)の換地処分を平成19年11月26日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成20年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、奈半利町の行う芝崎地区(芝崎換地区)の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類
 - 換地計画書の写し
 - 現形図及び換地区
- 縦覧期間
平成20年1月8日から同年2月6日まで
- 縦覧場所
奈半利町役場
- その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができ

る。